

申請日 2025 年 11 月 18 日

一般社団法人 投資信託協会
会長 殿

(商号又は名称) ニューバーガー・バーマン株式会社
(代表者) 代表取締役 大平 亮

正会員の財務状況等に関する届出書

当社の財務状況等に係る会計監査が終了いたしましたので、貴協会の定款の施行に関する規則第 10 条第 1 項第 17 号イの規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

1. 委託会社等の概況

(1) 資本金の額 (2025 年 8 月末現在)

資本金	: 128,000,000 円
発行可能株式総数	: 100,000 株
発行済株式総数	: 460 株
過去 5 年間における主な資本金の増減	: 該当事項はありません。

(2) 会社の意思決定機関 (2025 年 8 月末現在)

委託会社の機関として、株主総会、取締役会のほか経営委員会および監査役を設けています。

・株主総会

定時株主総会は毎事業年度終了後 3 か月以内に召集します。臨時株主総会は、必要に応じて召集します。

・取締役会

委託会社の業務遂行の意思決定機関として取締役会を置き、その運営は取締役会規則によります。取締役会は定期的に（少なくとも 3 か月に 1 回以上）開催します。但し、必要に応じ随時開催することができます。

・経営委員会

取締役による委託会社の業務遂行を補助する下部組織として、経営委員会を設置しています。経営委員会は取締役会の授権に基づき、委託会社の業務全般に係る意思決定を行います。経営委員会は原則として月に 1 回開催します。また、必要に応じて委員長は臨時経営委員会を招集することができます。

- ・監査役

監査役は、取締役会による委託会社の業務遂行を監査します。

(3) 運用の意思決定プロセス (2025 年 8 月末現在)

委託会社では、投資商品本部において本邦投資家の資金の性格・リスク許容度に応じた投資方針、運用戦略などのデューデリジェンスを行い、同本部、営業本部、投資管理部、商品開発部、法務部、コンプライアンス部およびリスク管理部をもって構成される投資運用小委員会においてかかるデューデリジェンスの結果をレビューし、承認するプロセスを採用しています。委託会社の各部署と海外拠点が相互に連携し、緊密な連絡を通じて、投資家の資産管理の徹底を図っています。

2. 事業の内容及び営業の概況

- ・「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業および投資助言・代理業務を行なっています。

- ・2025 年 8 月末現在、委託会社が運用する証券投資信託は以下のとおりです（ただし、親投資信託を除きます。）。

ファンドの種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	40	1,758,694
単位型株式投資信託	71	326,704
合計	111	2,085,398

3. 委託会社等の経理状況

- ・委託会社であるニューバーガー・バーマン株式会社（以下「当社」という）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という）第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

当社の中間財務諸表は、財務諸表等規則第282条および第306条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

- ・財務諸表および中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- ・当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2024年1月1日から2024年12月31日まで）の財務諸表および中間会計期間（2025年1月1日から2025年6月30日まで）の中間財務諸表について、有限責任あずさ監査法人の監査および中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2025 年 10 月 8 日

ニューバーガー・バーマン株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業 務 執 行 社 員

公認会計士

野 島 浩 一 郎

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているニューバーガー・バーマン株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第17期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニューバーガー・バーマン株式会社の2024年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに

入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1) 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注2) XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年10月8日

ニューバーガー・バーマン株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業 務 執 行 社 員

公認会計士

野 島 浩 一 郎

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているニューバーガー・バーマン株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第18期事業年度の中間会計期間（2025年1月1日から2025年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ニューバーガー・バーマン株式会社の2025年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（2025年1月1日から2025年6月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

2. 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
3. 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
4. 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
5. 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場

合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

6. 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1) 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注2) XBRLデータは中間監査の対象には含まれておりません。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

科目	前事業年度 (2023 年 12 月 31 日)	当事業年度 (2024 年 12 月 31 日)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金	2,980,481	1,790,810
前払費用	70,965	81,379
未収委託者報酬	659,253	712,118
未収運用受託報酬	313,155	384,843
未収投資助言報酬	46,263	41,140
未収収益	179,161	152,811
関係会社未収入金	※ 1 176,579	※ 1 1,108,536
立替金	72,070	91,107
流動資産計	4,497,931	4,362,747
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	285,680	285,680
器具および備品	214,005	214,761
リース資産	7,366	7,366
減価償却累計額	△260,644	△299,628
有形固定資産計	246,408	208,180
投資その他の資産		
関係会社株式	137,550	137,550
出資金	-	25,000
投資有価証券	713,683	1,344,321
従業員長期貸付金	149,058	137,492
差入保証金	278,103	273,319
繰延税金資産	620,364	705,656
投資その他の資産計	1,898,760	2,623,339
固定資産計	2,145,169	2,831,520
資産合計	6,643,100	7,194,267

(単位：千円)

科目	前事業年度 (2023 年 12 月 31 日)	当事業年度 (2024 年 12 月 31 日)
(負債の部)		
流動負債		
未払手数料	20, 191	19, 929
関係会社未払金	※ 1 397, 834	※ 1 176, 554
未払費用	73, 118	75, 004
未払賞与	1, 602, 476	1, 813, 187
未払法人税等	811, 403	727, 923
未払消費税等	30, 329	73, 052
預り金	328, 311	309, 603
デリバティブ債務	※ 1 -	※ 1 352, 610
リース債務	1, 472	1, 473
流動負債計	3, 265, 137	3, 549, 339
固定負債		
退職給付引当金	122, 026	109, 482
賞与引当金	343, 422	382, 613
デリバティブ債務	※ 1 192, 368	※ 1 8, 856
リース債務	3, 686	2, 212
固定負債計	661, 503	503, 165
負債合計	3, 926, 641	4, 052, 505
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	128, 000	128, 000
資本剰余金		
資本準備金	128, 000	128, 000
資本剰余金計	128, 000	128, 000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	2, 458, 013	2, 881, 809
利益剰余金計	2, 458, 013	2, 881, 809
株主資本計	2, 714, 013	3, 137, 809
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	135, 910	248, 593
繰延ヘッジ損益	△133, 465	△244, 641
評価・換算差額等計	2, 445	3, 952
純資産合計	2, 716, 459	3, 141, 762
負債・純資産合計	6, 643, 100	7, 194, 267

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

科目	前事業年度 (自 2023 年 1 月 1 日 至 2023 年 12 月 31 日)	当事業年度 (自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日)
営業収益		
業務受託報酬	※1 3,789,794	※1 5,068,109
委託者報酬	1,497,846	1,665,725
運用受託報酬	※1 904,708	※1 1,040,428
投資助言報酬	174,353	157,514
その他営業収益	※1 306,053	※1 152,807
営業収益計	6,672,755	8,084,584
営業費用		
支払手数料	58,480	56,176
広告宣伝費	18,918	31,951
調査費	111,248	155,227
委託計算費	56,680	65,778
通信費	18,736	15,649
印刷費	10,447	13,212
協会費	7,621	7,832
図書費	5,169	11,804
諸会費	4,549	4,273
営業費用計	291,852	361,905
一般管理費		
役員報酬および給料手当	1,451,970	1,451,863
賞与	1,965,639	2,140,543
※1 その他給与	※1 998,293	※1 1,650,257
法定福利費	178,697	180,930
福利厚生費	35,664	36,460
退職給付費用	70,429	68,571
交際費	53,327	53,439
寄付金	250	2,332
旅費交通費	60,871	64,940
租税公課	67,375	83,801
不動産賃借料	303,390	295,141
不動産関係費	21,678	20,199
減価償却費	44,616	38,983
敷金償却費	9,821	6,600
業務委託費	125,579	135,440
消耗品費	7,508	7,749
備品費	14,507	2,373
銀行手数料	2,627	2,584
採用費	12,126	18,220
保険料	48,195	50,719
教育費	6,835	3,093
会議費	504	4,768
諸経費	1,511	1,109
一般管理費計	5,481,423	6,320,124

(単位：千円)

科目	前事業年度 (自 2023 年 1 月 1 日 至 2023 年 12 月 31 日)	当事業年度 (自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日)
営業利益	899,480	1,402,554
営業外収益		
受取利息	※1 3,422	※1 6,194
為替差益	10,740	-
受取配当金	※1 110,685	1,450
投資有価証券売却益	369	-
投資有価証券運用益	-	21,633
雑収入	5,778	7,529
営業外収益計	130,995	36,808
営業外費用		
支払利息	4	3
為替差損	-	32,250
デリバティブ取引評価損	-	8,856
雑損失	0	386
営業外費用計	4	41,496
経常利益	1,030,472	1,397,866
特別損失		
固定資産除却損	19,475	-
特別損失計	19,475	-
税引前当期純利益	1,010,996	1,397,866
法人税、住民税および事業税	770,829	1,060,027
法人税等調整額	△138,937	△85,957
当期純利益	379,105	423,796

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2023 年 1 月 1 日 至 2023 年 12 月 31 日）

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本 合計
		資本準備金	その他利益剰余金	
			繰越利益剰余金	
当期首残高	128,000	128,000	3,178,908	3,434,908
当期変動額				
剰余金の配当			△1,100,000	△1,100,000
当期純利益			379,105	379,105
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	-	-	△720,894	△720,894
当期末残高	128,000	128,000	2,458,013	2,714,013

(単位：千円)

	評価・換算差額等			純資産 合計
	その他有価証券評 価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	△10,409	13,892	3,483	3,438,391
当期変動額				
剰余金の配当				△1,100,000
当期純利益				379,105
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	146,319	△147,358	△1,038	△1,038
当期変動額合計	146,319	△147,358	△1,038	△721,932
当期末残高	135,910	△133,465	2,445	2,716,459

当事業年度（自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日）

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本 合計
		資本準備金	その他利益剰余金	
			繰越利益剰余金	
当期首残高	128,000	128,000	2,458,013	2,714,013
当期変動額				
当期純利益			423,796	423,796
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	-	-	423,796	423,796
当期末残高	128,000	128,000	2,881,809	3,137,809

(単位：千円)

	評価・換算差額等			純資産 合計
	その他有価証券評 価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	135,910	△133,465	2,445	2,716,459
当期変動額				

当期純利益				423,796
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	112,682	△111,175	1,506	1,506
当期変動額合計	112,682	△111,175	1,506	425,303
当期末残高	248,593	△244,641	3,952	3,141,762

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準および評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 出資金

移動平均法による原価法を採用しております。

(3) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております

リミテッド・パートナーシップへの出資

リミテッド・パートナーシップ契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2. デリバティブ取引の評価基準および評価方法

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備	3～18年
器具および備品	3～15年

(2) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務（簡便法による期末自己都合要支給額）を計上しております。

(2) 賞与引当金

賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当期負担額を計上しております。

6. 収益および費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容および収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

(1) 業務受託報酬

当社のグループ会社との契約で定められた算式に基づき、月次で算定し、当社がグループ会社に投資信託、投資顧問および投資助言関連のサービス等を提供する期間にわたり収益として認識しております。

(2) 委託者報酬

投資信託の信託約款に基づき、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって年4回、年2回または年1回受け取ります。期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3) 運用受託報酬

投資顧問契約に基づき、一定額または契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を顧問口座によって年2回または年1回受け取ります。期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(4) 投資助言報酬

投資助言契約に基づき、契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を顧問口座によって年4回または年2回受け取ります。期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(5) 成功報酬

特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識され、契約上支払われることが確定した時点で収益として認識しております。

(6) その他営業収益

ファンドの紹介に関する契約書に基づき、コミットメント額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を年2回受け取ります。契約上支払われることが確定した時点で収益として認識しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 金利スワップ

ヘッジ対象 投資有価証券

(3) ヘッジ方針

将来の価格変動によるリスクの軽減を目的としているため、対象資産の範囲内でヘッジを行っております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

(重要な会計上の見積り)
該当事項はありません。

(会計方針の変更)
該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)
・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第 34 号 2024 年 9 月 13 日 企業会計基準委員会)
・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 33 号 2024 年 9 月 13 日 企業会計基準委員会) 等

1. 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産および負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS 第 16 号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS 第 16 号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS 第 16 号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS 第 16 号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費およびリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

2. 適用予定日

2028 年 12 月期の期首から適用します。

3. 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり、

(貸借対照表関係)

※1 関係会社に対する資産および負債には次のものがあります。

(単位：千円)

	前事業年度 (2023 年 12 月 31 日)	当事業年度 (2024 年 12 月 31 日)
関係会社未収入金	176, 579	1, 108, 536
関係会社未払金	397, 834	176, 554
デリバティブ債務 (流動負債)	-	352, 610
デリバティブ債務 (固定負債)	192, 368	8, 856

(損益計算書関係)

※1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023 年 1 月 1 日 至 2023 年 12 月 31 日)	当事業年度 (自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日)
業務受託報酬	3,789,794	5,068,109
運用受託報酬	-	7,378
その他営業収益	-	2,459
その他給与	931,225	1,602,750
受取利息	3,406	6,194
受取配当金	110,639	-

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 2023 年 1 月 1 日 至 2023 年 12 月 31 日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	460	-	-	460

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総額 (千円)	1 株当たり 配当額 (千円)	基準日	効力発生日
2023 年 11 月 17 日 取締役会	普通株式	1,100,000	2,391	2023 年 6 月 30 日	2023 年 11 月 28 日

当事業年度 (自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	460	-	-	460

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

(借主側)

ファイナンス・リース取引

1. 所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

従業員の送迎に使用する社用車であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「3. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおり、自社が運用する投資信託等の商品性維持等を目的として、当該投資信託等を保有しております。保有する自社運用の投資信託等に係る将来の為替および価格の変動リスクの軽減を目的として、投資信託等の保有残高の範囲内でデリバティブ取引を行っており、投機目的のデリバティブ取引は行わない方針であります。

資金調達については、親会社からの短期借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容およびそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であります。信託財産は、受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

同じく営業債権である未収運用受託報酬および未収投資助言報酬は、投資顧問契約または投資助言契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。これらは、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。また、顧客から運用受託者に直接支払われる場合は、当該顧客の信用リスクに晒されておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

商品性維持等を目的として保有している自社運用の投資信託等については、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分を金利スワップ取引によりヘッジしております。金利スワップ取引の相手先は、親会社に限定しているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

前事業年度 (2023 年 12 月 31 日)

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券			
その他有価証券	713,683	713,683	-
資産計	713,683	713,683	-
デリバティブ取引 ※3	△192,368	△192,368	-

※1 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、関係会社未収入金、立替金、未払手数料、関係会社未払金、未払賞与、未払費用、未払法人税等、未払消費税等、預り金については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。また、その他重要性の乏しいものについても、記載を省略しております。

※2 市場価格のない株式等は、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以

下のとおりであります。

区分	当事業年度（千円）
子会社株式	137,550

※3 デリバティブ取引によって生じた正味の債券・債務は純額で表示しております。

※4 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	2,980,481	-	-	-
未収委託者報酬	659,253	-	-	-
未収運用受託報酬	313,155	-	-	-
未収投資助言報酬	46,263	-	-	-
未収収益	73,143	106,017	-	-
関係会社未収入金	176,579	-	-	-
立替金	72,070	-	-	-
従業員長期貸付金	-	149,058	-	-
合計	4,320,947	255,076	-	-

※5 リース債務の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
リース債務	1,472	1,473	1,474	737	-	-

当事業年度（2024年12月31日）

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券 其他有価証券	877,097	877,097	-
資産計	877,097	877,097	-
デリバティブ取引 ※3	△361,467	△361,467	-

※1 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、関係会社未収入金、立替金、未払手数料、関係会社未払金、未払賞与、未払費用、未払法人税等、未払消費税等、預り金については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。また、その他重要性の乏しいものについても、記載を省略しております。

※2 市場価格のない株式等および貸借対照表に持分相当額を純額で計上するリミテッド・パートナーシップへの出資については、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当事業年度（千円）
子会社株式	137,550
出資金	25,000
リミテッド・パートナーシップ持分	467,223

※3 デリバティブ取引によって生じた正味の債券・債務は純額で表示しております。

※4 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
現金・預金	1,790,810	-	-	-
未収委託者報酬	712,118	-	-	-
未収運用受託報酬	384,843	-	-	-
未収投資助言報酬	41,140	-	-	-
未収収益	113,398	39,413	-	-
関係会社未収入金	1,108,536	-	-	-
立替金	91,107	-	-	-
従業員長期貸付金	-	137,492	-	-
合計	4,241,955	176,905	-	-

※5 リース債務の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
リース債務	1,473	1,474	737	-	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産または負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（2023年12月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
その他	-	713,683	-	713,683
資産計	-	713,683	-	713,683
デリバティブ取引				
金利関連	-	△192,368	-	△192,368
負債計	-	△192,368	-	△192,368

※ 時価の算定に用いた評価技法およびインプット

投資有価証券

市場における取引価格が存在しない投資信託であります。基準価額を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

金利等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

当事業年度（2024 年 12 月 31 日）

区分	時価（千円）			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
その他	-	877,097	-	877,097
資産計	-	877,097	-	877,097
デリバティブ取引				
金利関連	-	△361,467	-	△361,467
負債計	-	△361,467	-	△361,467

※ 時価の算定に用いた評価技法およびインプット

投資有価証券

市場における取引価格が存在しない投資信託であります。基準価額を時価としており、レベル 2 の時価に分類しております。

デリバティブ取引

金利等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

（2）時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度（2023 年 12 月 31 日）

該当事項はありません。

当事業年度（2024 年 12 月 31 日）

該当事項はありません。

(有価証券関係)

前事業年度 (自 2023 年 1 月 1 日 至 2023 年 12 月 31 日)

1. 子会社株式 (2023 年 12 月 31 日)

市場価格のない株式等

区分	貸借対照表計上額 (千円)
子会社株式	137,550
合計	137,550

2. その他有価証券 (2023 年 12 月 31 日)

(単位: 千円)

区分	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	その他	711,314	515,166	196,147
	小計	711,314	515,166	196,147
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	その他	2,369	2,624	△255
	小計	2,369	2,624	△255
合計		713,683	517,790	195,892

3. 事業年度中に売却したその他有価証券 (自 2023 年 1 月 1 日 至 2023 年 12 月 31 日)

(単位: 千円)

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	5,344	419	50
合計	5,344	419	50

当事業年度 (自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日)

1. 子会社株式 (2024 年 12 月 31 日)

市場価格のない株式等

区分	貸借対照表計上額 (千円)
子会社株式	137,550
合計	137,550

2. その他有価証券 (2024 年 12 月 31 日)

(単位: 千円)

区分	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	その他	875,205	516,690	358,514
	小計	875,205	516,690	358,514
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	その他	1,892	2,100	△207
	小計	1,892	2,100	△207
合計		877,097	518,790	358,307

※ 出資金およびリミテッド・パートナーシップ持分については、市場価格のない株式等に該当するため、上表には含まれておりません。

3. 事業年度中に売却したその他有価証券 (自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 金利関連

前事業年度 (2023 年 12 月 31 日)

該当事項はありません。

当事業年度 (2024 年 12 月 31 日)

(単位：千円)

区分	取引の種類	契約額等	契約額等のうち 1 年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	金利スワップ取引	445, 590	445, 590	△8, 856	△8, 856
合計		445, 590	445, 590	△8, 856	△8, 856

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 金利関連

前事業年度 (2023 年 12 月 31 日)

(単位：千円)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち 1 年超	時価
原則的処理方法	金利スワップ取引	投資有価証券	500, 000	500, 000	△192, 368
合計			500, 000	500, 000	△192, 368

当事業年度 (2024 年 12 月 31 日)

(単位：千円)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち 1 年超	時価
原則的処理方法	金利スワップ取引	投資有価証券	500, 000	-	△352, 610
合計			500, 000	-	△352, 610

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、確定給付制度および確定拠出制度を採用しております。確定給付制度では、キャッシュバランスプランを採用しており、簡便法により退職給付引当金および退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付引当金（簡便法）の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023 年 1 月 1 日 至 2023 年 12 月 31 日)	当事業年度 (自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日)
期首における退職給付引当金	120, 488	122, 026
退職給付費用	19, 853	17, 538
退職給付の支払額	△18, 316	△30, 081
制度への拠出額	-	-
期末における退職給付引当金	122, 026	109, 482

(2) 退職給付債務および年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (2023 年 12 月 31 日)	当事業年度 (2024 年 12 月 31 日)
積立型制度の退職給付債務	-	-
年金資産	-	-
非積立型制度の退職給付債務	-	-
	122, 026	109, 482
未積立退職給付債務	122, 026	109, 482
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	122, 026	109, 482
退職給付引当金	122, 026	109, 482
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	122, 026	109, 482

(3) 退職給付に関連する損益

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023 年 1 月 1 日 至 2023 年 12 月 31 日)	当事業年度 (自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日)
簡便法で計算した退職給付費用	19, 853	17, 538

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度（自 2023 年 1 月 1 日 至 2023 年 12 月 31 日）50, 575 千円、当事業年度（自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日） 51, 033 千円であります。

(税効果関係)

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

	前事業年度 (2023 年 12 月 31 日)	当事業年度 (2024 年 12 月 31 日)
繰延税金資産		
未払賞与	521,177	611,148
退職給付引当金	37,364	33,523
未払事業税	43,025	39,319
差入保証金	15,737	17,758
未払費用	9,211	13,620
繰延ヘッジ損益	58,903	107,969
その他	910	794
繰延税金資産小計	686,330	824,135
評価性引当額	-	-
繰延税金資産合計	686,330	824,135
繰延税金負債		
従業員長期貸付金	△5,904	△8,701
その他有価証券評価差額金	△60,060	△109,777
繰延税金負債合計	△65,965	△118,478
繰延税金資産の純額	620,364	705,656

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2023 年 12 月 31 日)	当事業年度 (2024 年 12 月 31 日)
法定実効税率	30.62%	30.62%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	37.09%	40.85%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.18%	-
住民税均等割	0.01%	0.01%
評価性引当額の増減	-	-
その他	△2.04%	△1.80%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	62.50%	69.68%

(資産除去債務関係)

前事業年度(自 2023 年 1 月 1 日 至 2023 年 12 月 31 日)

当社は、本社オフィスの貸借契約において、建物所有者との間で定期建物賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、法令および契約上の義務に関して資産除去債務を認識しております。なお、資産除去債務の負債計上に代えて、定期建物賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち事業年度の負担に属する金額を費用計上する方法によっております。

当事業年度(自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日)

当社は、本社オフィスの貸借契約において、建物所有者との間で定期建物賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、法令および契約上の義務に関して資産除去債務を認識しております。なお、資産除去債務の負債計上に代えて、定期建物賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち事業年度の負担に属する金額を費用計上する方法によっております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023 年 1 月 1 日 至 2023 年 12 月 31 日)	当事業年度 (自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日)
業務受託報酬	3,789,794	5,068,109
委託者報酬	1,497,846	1,665,725
運用受託報酬	904,708	1,040,428
投資助言報酬	174,353	157,514
その他営業収益	306,053	152,807
合計	6,672,755	8,084,584

※ 成功報酬は、損益計算書において運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

(重要な会計方針)の「6. 収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当期および翌期以降の収益の金額を理解するための情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

前事業年度(自 2023 年 1 月 1 日 至 2023 年 12 月 31 日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

①営業収益

(単位：千円)

日本	米国	韓国	合計
2,445,512	4,095,848	131,394	6,672,755

※ 顧客の所在地を基礎とし、国に分類しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の 10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日）

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

①営業収益

(単位：千円)

日本	米国	韓国	合計
2,750,945	5,218,457	115,181	8,084,584

※ 顧客の所在地を基礎とし、国に分類しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の 10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社

前事業年度 (自 2023 年 1 月 1 日 至 2023 年 12 月 31 日)

種類	会社等の 名称また は氏名	所在地	資本金 または 出資金	事業の内容ま たは職業	議決権等の所 有 (被所有) 割 合 (%)	関連当事者との 関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	ニューバ ーガー・ バーマ ン・グル ープ・エ ル・エ ル・シー	米国デラ ウェア州	622,176 千米ドル	持株会社	間接 100	株式の 保有等	業務受託 報酬の 受取り	3,789,794	関係会社 未収入金	162,919
							ファントムユ ニット関連費 用の 支払い	931,225	関係会社 未払金	365,880
							金利 スワップ	3,406	デリバテ ィブ債務	192,368

取引条件および取引条件の決定方針等

※1 上記の取引については、関係会社間の契約に基づき、決定しております。

当事業年度 (自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日)

種類	会社等の 名称また は氏名	所在地	資本金 または 出資金	事業の内容ま たは職業	議決権等の所 有 (被所有) 割 合 (%)	関連当事者との 関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	ニューバ ーガー・ バーマ ン・グル ープ・エ ル・エ ル・シー	米国デラ ウェア州	636,922 千米ドル	持株会社	間接 100	株式の 保有等	業務受託 報酬の 受取り	5,068,109	関係会社 未収入金	1,063,141
							ファントムユ ニット関連費 用の 支払い	1,602,750	関係会社 未払金	168,490
							金利 スワップ	6,194	デリバテ ィブ債務	361,467

取引条件および取引条件の決定方針等

※1 上記の取引については、関係会社間の契約に基づき、決定しております。

(2) 役員

前事業年度 (自 2023 年 1 月 1 日 至 2023 年 12 月 31 日)

種類	会社等の名称または氏名	所在地	資本金 または 出資金 (千円)	事業の内容または職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	幾嶋 崇	-	-	当社取締役	-	-	親会社キャピタルユニット購入資金の貸付け	-	従業員長期貸付金	12,722
役員	岡田 洋隆	-	-	当社取締役	-	-	親会社キャピタルユニット購入資金の貸付け	-	従業員長期貸付金	38,163

取引条件および取引条件の決定方針等

※1 上記の取引については、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

当事業年度 (自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日)

種類	会社等の名称または氏名	所在地	資本金 または 出資金 (千円)	事業の内容または職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	岡田 洋隆	-	-	当社取締役	-	-	親会社キャピタルユニット購入資金の貸付金回収	14,582	-	-
役員	平田 貫樹	-	-	当社取締役	-	-	親会社キャピタルユニット購入資金の貸付け	-	従業員長期貸付金	18,994

取引条件および取引条件の決定方針等

※1 上記の取引については、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

2. 親会社または重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

- ・ニューバーガー・バーマン・アジア・ホールディングス II・エル・エル・シー (非上場)
- ・ニューバーガー・バーマン・グループ・エル・エル・シー (非上場)
- ・エヌビーエスエイチ・アクイジション・エル・エル・シー (非上場)

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2023 年 1 月 1 日 至 2023 年 12 月 31 日)	当事業年度 (自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日)
1 株当たり純資産額	5,905,345.67 円	6,829,917.51 円
1 株当たり当期純利益	824,142.02 円	921,295.76 円

※ 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023 年 1 月 1 日 至 2023 年 12 月 31 日)	当事業年度 (自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日)
当期純利益 (千円)	379,105	423,796
普通株主帰属しない金額 (千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益 (千円)	379,105	423,796
普通株式の期中平均株式数 (株)	460	460

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

[中間貸借対照表]

(単位：千円)

科目	中間会計期間末 (2025 年 6 月 30 日)
(資産の部)	
流動資産	
現金・預金	1, 285, 319
前払費用	56, 957
未収委託者報酬	751, 608
未収運用受託報酬	251, 473
未収投資助言報酬	42, 052
未収収益	98, 609
関係会社未収入金	396, 159
立替金	90, 414
流動資産計	2, 972, 594
固定資産	
有形固定資産	
建物附属設備	285, 680
器具および備品	216, 818
リース資産	7, 366
減価償却累計額	△315, 609
有形固定資産計	194, 256
投資その他の資産	
関係会社株式	137, 550
出資金	55, 000
投資有価証券	1, 422, 660
従業員長期貸付金	111, 844
差入保証金	269, 716
繰延税金資産	706, 041
投資その他の資産計	2, 702, 812
固定資産計	2, 897, 068
資産合計	5, 869, 662

(単位：千円)

科目	中間会計期間末 (2025 年 6 月 30 日)
(負債の部)	
流動負債	
前受収益	47,688
未払手数料	29,079
関係会社未払金	89,251
未払費用	41,789
未払賞与	1,025,681
未払法人税等	124,693
未払消費税等	32,558
預り金	159,498
デリバティブ債務	416,053
リース債務	1,474
流動負債計	1,967,769
固定負債	
退職給付引当金	137,604
賞与引当金	278,956
デリバティブ債務	34,166
リース債務	1,475
固定負債計	452,203
負債合計	2,419,972
(純資産の部)	
株主資本	
資本金	128,000
資本剰余金	
資本準備金	128,000
資本剰余金計	128,000
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	3,190,736
利益剰余金計	3,190,736
株主資本計	3,446,736
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	287,867
繰延ヘッジ損益	△284,913
評価・換算差額等計	2,953
純資産合計	3,449,689
負債・純資産合計	5,869,662

[中間損益計算書]

(単位：千円)

科目	中間会計期間 (自 2025 年 1 月 1 日 至 2025 年 6 月 30 日)
営業収益	
業務受託報酬	659,403
委託者報酬	820,587
運用受託報酬	532,487
投資助言報酬	76,198
その他営業収益	77,281
営業収益計	2,165,958
営業費用	
支払手数料	30,146
広告宣伝費	9,760
調査費	55,322
委託計算費	28,216
通信費	9,694
印刷費	6,655
協会費	3,915
図書費	7,835
諸会費	2,230
営業費用計	153,776
一般管理費	
役員報酬および給料手当	741,665
賞与	924,717
その他給与	△630,540
法定福利費	111,701
福利厚生費	14,909
退職給付費用	54,014
交際費	23,882
寄付金	2,324
旅費交通費	26,947
租税公課	13,451
不動産賃借料	147,570
不動産関係費	9,937
減価償却費	16,104
敷金償却費	3,300
業務委託費	73,210
消耗品費	4,039
備品費	839
銀行手数料	1,317
採用費	9,786
保険料	23,850
教育費	917
会議費	3,197
諸経費	1,009
一般管理費計	1,578,155

(単位：千円)

科目	中間会計期間 (自 2025 年 1 月 1 日 至 2025 年 6 月 30 日)
営業利益	434,026
営業外収益	
受取利息	9,120
受取配当金	96
投資有価証券売却益	988
投資有価証券運用益	21,921
雑収入	1,518
営業外収益計	33,645
営業外費用	
支払利息	1
為替差損	15,931
デリバティブ取引評価損	25,310
雑損失	25
営業外費用計	41,268
経常利益	426,403
特別損失	
固定資産除却損	54
特別損失計	54
税引前中間純利益	426,349
法人税、住民税および事業税	117,422
法人税等調整額	—
中間純利益	308,926

〔中間株主資本等変動計算書〕

中間会計期間（自 2025 年 1 月 1 日 至 2025 年 6 月 30 日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本 合計
		資本準備金	その他利益剰余金	
			繰越利益剰余金	
当期首残高	128,000	128,000	2,881,809	3,137,809
当中間期変動額				
中間純利益			308,926	308,926
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）				
当中間期変動額合計	-	-	308,926	308,926
当中間期末残高	128,000	128,000	3,190,736	3,446,736

（単位：千円）

	評価・換算差額等			純資産 合計
	その他有価証券評 価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	248,593	△244,641	3,952	3,141,762
当中間期変動額				
中間純利益				308,926
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	39,273	△40,271	△998	△998
当中間期変動額合計	39,273	△40,271	△998	307,927
当中間期末残高	287,867	△284,913	2,953	3,449,689

〔注記事項〕

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準および評価方法

（1）子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

（2）出資金

移動平均法による原価法を採用しております。

（3）その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております

リミテッド・パートナーシップへの出資

リミテッド・パートナーシップ契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2. デリバティブ取引の評価基準および評価方法

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備	3～18年
器具および備品	3～15年

(2) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、中間会計期間末における退職給付債務（簡便法による中間会計期間末自己都合要支給額）を計上しております。

(2) 賞与引当金

賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。

6. 収益および費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容および収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

(1) 業務受託報酬

当社のグループ会社との契約で定められた算式に基づき、月次で算定し、当社がグループ会社に投資信託、投資顧問および投資助言関連のサービス等を提供する期間にわたり収益として認識しております。

(2) 委託者報酬

投資信託の信託約款に基づき、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって年4回、年2回または年1回受け取ります。期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3) 運用受託報酬

投資顧問契約に基づき、一定額または契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を顧問口座によって年2回または年1回受け取ります。期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(4) 投資助言報酬

投資助言契約に基づき、契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を顧問口座によって年4回または年2回受け取ります。期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(5) 成功報酬

特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識され、契約上支払われることが確定した時点で収益として認識しております。

(6) その他営業収益

ファンドの紹介に関する契約書に基づき、コミットメント額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を年2回受け取ります。契約上支払われることが確定した時点で収益として認識しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 金利スワップ

ヘッジ対象 投資有価証券

(3) ヘッジ方針

将来の価格変動によるリスクの軽減を目的としているため、対象資産の範囲内でヘッジを行っております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(中間株主資本等変動計算書関係)

中間会計期間 (自 2025 年 1 月 1 日 至 2025 年 6 月 30 日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式 (株)	460	-	-	460

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

(借主側)

ファイナンス・リース取引

1. 所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

従業員の送迎に使用する社用車であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「3. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間会計期間末 (2025 年 6 月 30 日)

(単位: 千円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券			
その他有価証券	933, 515	933, 515	-
資産計	933, 515	933, 515	-
デリバティブ取引 ※3	△450, 219	△450, 219	-

※1 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、関係会社未収入金、立替金、未払手数料、関係会社未払金、未払賞与、未払費用、未払法人税等、未払消費税等、預り金については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。また、その他重要性の乏しいものについても、記載を省略しております。

※2 市場価格のない株式等および中間貸借対照表に持分相当額を純額で計上するリミテッド・パートナーシップへの出資については、上表には含まれておりません。当該金融商品の中間貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	中間会計期間末 (千円)
子会社株式	137, 550
出資金	55, 000
リミテッド・パートナーシップ持分	489, 145

※3 デリバティブ取引によって生じた正味の債券・債務は純額で表示しております。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の 3 つ

のレベルに分類しております。

レベル 1 の時価：同一の資産または負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル 2 の時価：レベル 1 のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル 3 の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品
中間会計期間末 (2025 年 6 月 30 日)

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 其他有価証券 その他	-	933, 515	-	933, 515
資産計	-	933, 515	-	933, 515
デリバティブ取引 金利関連	-	△450, 219	-	△450, 219
負債計	-	△450, 219	-	△450, 219

※ 時価の算定に用いた評価技法およびインプット

投資有価証券

市場における取引価格が存在しない投資信託であります。基準価額を時価としており、レベル 2 の時価に分類しております。

デリバティブ取引

金利等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

(2) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
中間会計期間末 (2025 年 6 月 30 日)

該当事項はありません。

(有価証券関係)

中間会計期間 (自 2025 年 1 月 1 日 至 2025 年 6 月 30 日)

1. 子会社株式 (2025 年 6 月 30 日)

市場価格のない株式等

区分	中間貸借対照表計上額 (千円)
子会社株式	137, 550
合計	137, 550

2. その他有価証券 (2025 年 6 月 30 日)

(単位: 千円)

区分	種類	中間貸借対照表 計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	その他	931, 063	510, 606	420, 457
	小計	931, 063	510, 606	420, 457
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	その他	2, 451	2, 542	△90
	小計	2, 451	2, 542	△90
合計		933, 515	513, 148	420, 366

※ 出資金およびリミテッド・パートナーシップ持分については、市場価格のない株式等に該当するため、上表には含まれておりません。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 金利関連

中間会計期間末 (2025 年 6 月 30 日)

(単位：千円)

区分	取引の種類	契約額等	契約額等のうち 1 年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	金利スワップ取引	445, 590	445, 590	△34, 166	△34, 166
合計		445, 590	445, 590	△34, 166	△34, 166

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 金利関連

中間会計期間末 (2025 年 6 月 30 日)

(単位：千円)

ヘッジ会計の 方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち 1 年超	時価
原則的処理方法	金利スワップ取引	投資有価証券	500, 000	-	△416, 053
合計			500, 000	-	△416, 053

(資産除去債務関係)

中間会計期間 (自 2025 年 1 月 1 日 至 2025 年 6 月 30 日)

当社は、本社オフィスの貸借契約において、建物所有者との間で定期建物賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、法令および契約上の義務に関して資産除去債務を認識しております。なお、資産除去債務の負債計上に代えて、定期建物賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち中間会計期間の負担に属する金額を費用計上する方法によっております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	中間会計期間 (自 2025 年 1 月 1 日 至 2025 年 6 月 30 日)
業務受託報酬	659, 403
委託者報酬	820, 587
運用受託報酬	532, 487
投資助言報酬	76, 198
その他営業収益	77, 281
合計	2, 165, 958

※ 成功報酬は、中間損益計算書において運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

(重要な会計方針) の「6. 収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当中間会計期間および当中間会計期間末日後の収益の金額を理解するための情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

中間会計期間 (自 2025 年 1 月 1 日 至 2025 年 6 月 30 日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

①営業収益

(単位：千円)

日本	米国	韓国	合計
1,392,261	717,906	55,791	2,165,958

※ 顧客の所在地を基礎とし、国に分類しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の 10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

	中間会計期間 (自 2025 年 1 月 1 日 至 2025 年 6 月 30 日)
1株当たり純資産額	7,499,325.99 円
1株当たり中間純利益	671,578.61 円

※ 潜在株式調整後 1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	中間会計期間 (自 2025 年 1 月 1 日 至 2025 年 6 月 30 日)
中間純利益 (千円)	308,926
普通株主帰属しない金額 (千円)	-
普通株式に係る中間純利益 (千円)	308,926
普通株式の期中平均株式数 (株)	460

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（４）、（５）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記（３）、（４）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

- (1) 定款の変更
委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

第2 【その他の関係法人の概況】

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名 称	資本金の額 (2025 年 3 月末現在)	事業の内容
三菱UF J 信託銀行株式会社	324, 279 百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

名称 : 日本マスタートラスト信託銀行株式会社
資本金の額 : 10,000 百万円 (2025 年 3 月末現在)
事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
再信託の目的 : 原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（日本マスタートラスト信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 (2025 年 3 月末現在)	事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279 百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

- (1) 受託会社
ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務などを行ないます。
- (2) 販売会社
日本におけるファンドの募集、解約、収益分配金および償還金の取扱いなどを行ないます。

3【資本関係】

- (1) 受託会社
該当事項はありません。
- (2) 販売会社
該当事項はありません。

第3【その他】

- (1) 目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を使用します。
- (2) 目論見書の表紙、表紙裏または裏表紙に、以下を記載することがあります。
 - ① 委託会社の金融商品取引業者登録番号および設立年月日
 - ② ファンドの基本的性格など
 - ③ 委託会社およびファンドのロゴ・マークや図案など
 - ④ 委託会社のホームページや携帯電話サイトのご案内など
 - ⑤ 目論見書の使用開始日
- (3) 目論見書の表紙または表紙裏に、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。
 - ① 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはならない旨の記載。
 - ② 投資信託は、元金および利回りが保証されているものではない旨の記載。
 - ③ 投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託を購入されたお客様が負う旨の記載。
 - ④ 「金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である。」旨の記載。
 - ⑤ 「ご購入に際しては、目論見書の内容を十分にお読みください。」という趣旨の記載。
 - ⑥ 請求目論見書の入手方法（ホームページで閲覧、ダウンロードできるなど）についての記載。
 - ⑦ 請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行なった場合にはその旨の記録をしておくべきである旨の記載。
 - ⑧ 「約款が請求目論見書に掲載されている。」旨の記載。
 - ⑨ 商品内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認する旨の記載。
 - ⑩ 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨の記載。
 - ⑪ 有価証券届出書の効力発生およびその確認方法に関する記載。
 - ⑫ 委託会社の情報として記載することが望ましい事項と判断する事項がある場合は、当該事項の記載。

- (4) 交付目論見書の投資リスクに、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。
- ① ファンドの取引に関して、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用がない旨の記載。
 - ② 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはならない旨の記載。
- (5) 有価証券届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表などを付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
- (6) 目論見書に約款を掲載し、有価証券届出書本文「第二部 ファンド情報」中「第 1 ファンドの状況」「2 投資方針」の詳細な内容につきましては、当該約款を参照する旨を記載することで、目論見書の内容の記載とすることがあります。
- (7) 投信評価機関、投信評価会社などによる評価を取得・使用することがあります。
- (8) 目論見書は電子媒体などとして使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。
- (9) 交付目論見書の手続・手数料等に、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。
- ① 当初元本額についての記載。
 - ② 基準価額が日本経済新聞に掲載される旨および掲載略称。
 - ③ 所得税には、復興特別所得税が含まれる旨。

公開日 2025 年 11 月 18 日
作成基準日 2025 年 10 月 8 日

本店所在地 東京都千代田区丸の内一丁目 5 番 1 号
お問い合わせ先 コンプライアンス部